

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業

要求水準書（案）に関する質問回答

令和4年2月18日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1 本質問回答は、令和4年1月5日（水）から1月25日（火）までに受け付けた幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業の要求水準書（案）に関する質問を、項目順に整理するとともに回答を付したものです。

2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理しますので、御注意ください。

3 なお、本回答は、現時点での機構の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので、御注意ください。最終的には、入札公告時に公表する入札説明書等（入札説明書、要求水準書、契約書（案）等）に基づいてください。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業
 < 要求水準書(案)に関する質問回答 >

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	数)	数			
1	要求水準書(案)	36	1	15	2			提出図書 【表1.12】提出書類において、期限を「契約後10営業日以内」とする提出図書がいくつかありますが、「事業契約契約後10営業日以内」との理解でよろしかったでしょうか。 また、「業務請負契約書」とありますが、部数や期限から鑑みると「事業契約書(写し)」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、「業務請負契約書」は「事業契約書(写し)」としてください。 上記については、入札公告時に公表する要求水準書において修正します。	
2	要求水準書(案)	38	2	1	5	(1)		事業者の財務に関する事項 「財務管理の方針及び方策が明確になっており」とありますが、財務管理の方針及び方策は、事業者側で認識するものであり、機構に対し何らかの書類を提出するものではないという認識ですが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
3	要求水準書(案)	39	2	2	4	(2)		契約の報告 「契約の内容により、事業者の経営に影響が少ないものとして機構が承諾した場合」とありますが、事業者の経営に影響が少ないものとして機構に承諾していただく具体的な手続きを、ご教示下さい。	事業契約締結後速やかに(又は締結前に)、事業者から機構以外との契約締結を予定している契約事項(契約書名等)を列挙した書類を機構に提出いただき、機構が各契約関係書類の提出可否について判断します。	
4	要求水準書(案)	40	2	2	7	(2)		中間決算書類 事業年度末決算以外の四半期決算は会社法計算書類の作成義務が無いなど、簡素化が進んでおります。 つきましては、中間決算書類を、事業年度末と同じレベルで毎年11月末までの提出を求めています。中間決算書類については貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書程度に、作成書類を緩和していただけないでしょうか。	緩和に向けて検討します。	
5	要求水準書(案)	76	4	3				地下施設等の点検保守、運転・監視業務に関する要求水準 設備の点検の頻度がP82～86【表4.3】に記載されていますが、全ての設備が日常点検対象となっております。設備を使用しない期間においては日常点検が不要と考えますが、このような理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。点検を行わない期間がある設備の記載については、入札公告時に公表する要求水準書において修正します。	
6	要求水準書(案)	102	5	1				基本事項 施設整備期間で掘削工事に影響があると考えられる研究支援業務についてご教示下さい。	令和5年度から深度250mにおいて第5章2節3.(2)の物質移行試験を想定しています。また、深度350mの試験坑道6において第5章2節4.(1)の坑道拡幅を行うことを想定しています。なお、坑道拡幅後、別途発注の坑道閉鎖に関わる設計評価技術の体系化の試験を計画しています。切り欠きの施工については、当該試験の目的により、周辺にEDZを形成しないように施工する必要があり、具体的な方法については別途協議とさせていただきます。	
7	要求水準書(案)	122	5	2	2	(1)	②C	ステップ管理計測システム整備・設置・維持管理 【表 5.12】B 計測新規設置位置 換気立坑500mの覆工コンクリート応力測定が予定されています。しかし、500m以深は掘削しないため応力は発生しないものと想定されますがそれによいでしょうか。	設定深度付近の応力測定を目的としており、測定位置選定については、過年度及び本事業で行う調査研究等の結果を考慮し機構と協議の上、決定することを想定しています。要求水準書(案)では、当機構の想定を読み取れる記述はありませんでしたので、先述の内容を入札公告時に公表する要求水準書において反映します。	
8	要求水準書(案)付属資料集	33						【別図 5.11】閉鎖技術(埋め戻し方法・プラグ等)の実証試験拡幅部参考図 【別図5.11】 要求水準書(案)132頁13行目では岩盤掘削の最大深さは「トンネル中心線とスプリングラインの交点から半径2.7mの円周上程度」との記載がありますが、【別図5.11】では「1.7m程度」との記載となっています。これは要求水準書(案)の2.7mが正という理解でよいでしょうか。	ご理解の通り、要求水準書(案)に記載の「トンネル中心線とスプリングラインの交点から半径2.7mの円周上程度」を正としてください。また、【別図5.11】については、要求水準書(案)の記載に併せて入札公告時に公表する要求水準書において修正します。	